

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	188 円	

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	180 円	

附 則（平成28年5月13日西設相制第4号）
この改正規定は、平成28年5月13日から実施し、平成28年4月1日に遡及して適用します。